

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度

包括外部監査分

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和2年度の措置状況	担当課
<p>2.1 長野市教育センター (1)長野市教育センター運営委員会規則の制定の検討について【意見】 (報告書121ページ)</p>	<p>長野市教育センター設置条例施行規則第8条では、センターの運営に関し、意見を徴するため、長野市教育センター運営委員を若干人置くこと定められており、この定めにより8名の運営委員を任命している。 この運営委員会は、年に2回開催され、教育センターの事業内容について意見を徴しているが、運営委員会に関する規則・会則は制定されていない。このことについてヒアリングしたところ、当該設置条例施行規則に基づいて実施しているとの回答であったが、そもそも外部の学識経験者による運営委員には、1回につき7,000円の報酬が支払われており、その定めは当該設置条例施行規則にはない。 当該設置条例施行規則では運営委員の意見を徴することを求めており、その意見についてのその先の定めはないことから、運営委員会の意見を最大限の効果として反映させるためにも運営委員会会則の制定が望まれる。</p>	<p>長野市教育センター運営委員は、長野市特別職の職員の給与に関する条例第2条第25号に規定する職員に準ずる者として位置付けており、報酬は、当該条例別表第4の表中「その他の特別職の職員」に準じて、予算の範囲内で支出している。 運営委員からは、センターの運営に関し、運営委員会を開催するほか、個別でも意見を聞き、その内容は、センター便り等で逐次広報している。今後も長野市教育センター設置条例施行規則第8条に基づき、適切に実施する。 なお、運営委員会の組織や委員の任期、運営委員会の運営などについて明文化していないことから、要綱等の令和2年度中の制定について検討する。</p>	<p>学校教育課 教育センター</p>
<p>(3)ニーズを踏まえたメニューの設定について【意見】 (報告書134ページ)</p>	<p>ICT関連の研修については、長野市教育センターにおいて開催されている。平成30年度のICT研修は、初任研修1年次で小・中学校が各1回、中堅研修では、小・中学校併せて3回、教育の情報化では18回開催されている。これら研修の内、10名未満の参加者であった研修は11研修である。 ICTによるメディア研修には、スクールパートナーズながのの契約により外部講師が参加しての研修であり、当然有償となっている。この費用対効果を考えると、参加人数の低い研修講座は、果たしてどれだけの効果があるのか疑問である。 長野市教育センターで行われる研修講座は、各年度当初には研修講座内容やスケジュール等が確定しているようであり、教職員はその一覧表を見て参加する講座を独自に決められる講座については自ら決め参加している。ICT関連の講座で最も参加人数が多かった講座は、「教育の情報化」で実に59名が参加している。これに対して、参加人数の最も少なかった講座は2名の出席である。5名以下の参加人数であった講座は7講座もある。参加人数の少ない講座であっても外部から講師が来ることで有償になり、果たして開催すること自体に疑問が生じる。 ICT関連の講座については、明らかに参加人数のばらつきがあり、一概に言えないかもしれないが、人気講座と不人気講座の明暗が表れているようにも見て取れる。従って、事前に教職員のICT関連講座につきアンケートを実施するなどして、参加人数の確保につながるような工夫をしてほしい。 仮に、アンケートを実施してもその効果が表れない場合には、参加人数が数名の講座については、長野市教育センターでの開催を中止し、学校での教職員相互の研修やスクールパートナーズながのが学校訪問した際に不明点を聞くなどの対応に変更することなどの検討が望まれる。</p>	<p>市教育センターでは、ICTに係る教員の技能、指導力の向上を図るため、基本的な講座と応用的な講座を企画し、全てのニーズに応えるようにしているため、参加人数の少ない講座も開設している。また、Web会議の利用等が求められる時代において、その内容にあった研修も必要と考えている。 今後は、現在も行っているアンケート結果を有効に活用しながら講座の質を高め、受講者数の増加を図るとともに、講座の企画に際しては、指摘を踏まえ、より効果的・効率的になるよう、実施方法等について検討していく。 また、現状でも、スクールパートナーズ長野の職員が、教員からの質問に回答するなど支援をしているが、今後は、質問のあった内容に係る研修講座があることを周知し、参加を促す等の方法も検討していく。(2総第337号)</p>	<p>学校教育課</p>
<p>2.6 幼・保・小・中・高の連携の充実 市立長野中学校授業公開 (1)事業目的の周知について【意見】 (報告書143ページ)</p>	<p>市立長野中学校授業公開を実施する目的は、市立長野中学校を志願したい児童や保護者が実際に授業を参観し、長野市及び本校の取組を理解してもらうこととしている。 監査人が、実際に授業公開を参観した際に、授業公開の目的に関する説明はなく、またそれに関する資料の配布もなかった。他の小・中学校に比べて授業公開数が格段に多く、授業公開の目的について関心をもったところである。したがって、後日、教育委員会事務局学校教育課に授業公開の目的を確認したことにより初めて知った。 市立長野中学校に限らず、市内各小・中学校では地域とのつながりを強く意識するべきであり、第五次長野市総合計画、第二次長野市教育振興基本計画でも地域とのつながりについて触れているところである。よって、市立長野中学校の授業公開でも地域とのつながりを強く意識した取り組みとするべきであり、地域の方々に市及び学校の取組を知ってもらう手段としては有効であると思われるが、先の目的には「地域」については含まれていない。また、市立長野中学校を志願したい児童や保護者においても授業参観だけで長野市や本校の取組を理解しろというのも無理があると思われる。 授業公開の目的について明確にするとともに、市及び市立長野中学校の取組について、しっかりと説明できる機会又は資料を作成し参観者に配布するなどの手段を検討されることが望まれる。</p>	<p>小・中学校や特別支援学校に対しては、校長会や教頭会等で授業公開の趣旨や実施計画を説明している。 市民に対しては、「広報ながの」や市立長野中学校のHPで広報することにより、授業を見ていただく機会を設けている。 また、市立長野中学校を志願する児童や保護者を対象とした学校説明会は、授業公開とは別に、年2回程度実施している。 意見のあった授業公開の目的を明確にすること、学校の取組を説明できる機会または資料を提供することについては、「地域とのつながりや取組」についての資料を作成し、参観者に配布することや、参観の際には、資料の内容について説明の時間を設けることについて、検討していきたい。(2総第337号)</p>	<p>学校教育課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度

包括外部監査分

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和2年度の措置状況	担当課	
<p>(2)安全管理について【意見】 (報告書143ページ)</p>	<p>市立長野中学校の授業公開に参観して実際に感じた事の一つに、防犯対策の不備を感じた。現在、一般参観者が授業公開に参観する場合の事前申込みは不要で昇降口に準備された名簿に氏名のみを記載の上、入校証を着用してその日に予定されている授業公開の教室に向かうことになる。途中、生徒と行違いが中学校職員の同行はなく、生徒の安全確保や防犯上は非常に手薄になっていると感じられた。</p> <p>この点について教育委員会に確認したところ、「来客への対応として、受付の設置及び来校者の確認と入校証の着用、案内看板の設置、教職員の巡視等実施している。仮に入校証を受け取らない、名前を書かない等の場合は、不審者を見極めるための声かけや用件を聞く等、市のマニュアルに沿った行動に務めている。入校証を着用した後、防犯上の視点については、全ての小・中学校が実施している授業公開や授業参観等に共通する課題であり、音楽会、運動会、文化祭等、不特定多数の一般人が校舎内に入る機会においては、総じて同様のリスクがあると思われる。」との事であった。</p> <p>確かに、不特定多数の一般人が校舎内に入ることを認めている機会には対応は非常に難しくなるが、少なくとも、市立長野中学校を始めとする他の市内の小・中学校で開催される授業公開では、氏名の記載に止まるのではなく、住所の記載を要求し、身分証による本人確認を義務付けることで、犯罪の抑止力は高まるはずである。</p> <p>市立長野中学校では、他の小・中学校に比べて授業公開の機会が多く、その分だけ防犯にもより強い意識が必要である。どこの小・中学校でも一緒であるが、在校中は児童・生徒の保護者から大切な命を預かっているという意識を強く持ち対応するべきである。一番は校舎内での防犯力を高めることであるが、その前段階として出来ることから始めるとすれば、本人確認に伴う特定と予防である。</p> <p>したがって、参観を希望する等で来校された者には、氏名、住所の記載を求め、身分証による本人確認を実施するべきであり、教室までの移動については、教職員が同行する等、他に有効な手段等がないか、検討することが望まれる。</p>	<p>授業公開に伴って来校された方のうち、学校関係者については予約をするよう依頼するとともに、当日参観を希望される一般の方には、氏名、住所の記載とともに、身分証による本人確認を実施するような手立てを検討していく。また、授業公開日においては受付にて教職員が対応し、複数の教職員が授業公開に参加することで生徒の安全を確保したい。また、他の方策についても、毎年公開授業を実施している信州大学教育学部附属小学校・中学校等の取組を参考にして研究したい。(2総第337号)</p>	<p>参観を希望する一般の方には、学校関係者と同様に事前申し込みをしてもらい、参観者を不特定多数ではなく特定するよう努めた。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>(2)事業の周知について【意見】 (報告書150ページ)</p>	<p>長野市中間教室設置要領では、その趣旨として、不登校児童生徒を対象に指導援助に必要な中間教室を設置すると定め、さらに、長野市中間教室運営マニュアルでは、自分の意志で通室できる児童生徒を対象としている事が分かる。</p> <p>家庭教育を出発点として、家庭内において人格形成の基礎を培い、学校で集団生活をし、発達段階に応じて教育を受けていくが、その一方で何らかの理由により不登校児童生徒になってしまう。不登校児童生徒への支援を行う上では、子育てを支える環境に変化が生じている社会全体の状況に目を向けつつ、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働きかけも必要である。現在も学校での支援会議等で、対象児童・生徒にとって一番有効な支援は何かを家庭と相談する、あるいは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部機関のアドバイスから、中間教室への通室をステップにした方が良いと思われる場合には、それぞれの家庭に提案をするなどの提案や働きかけをしている。</p> <p>しかし、不登校児童生徒数が500名を超える状況となった現状においても、通室生の数は80名強で、その割合は約15%程度である。(中間教室が自分の意思で通室できる児童・生徒を対象としていることから、その計算上の分母に何を持ってくるかで違いがある。特に、中学校を中心に、学校内中間教室を設置しており、学級に入ることは出来ないが、登校すること自体に抵抗感がない児童生徒を対象に学校内中間教室や保健室・相談室を利用した登校支援を行っているが、今回の監査では学校内中間教室については触れていないため、学校内中間教室に通室している児童生徒数は把握していない。)</p> <p>中間教室はとても重要な役割を果たしているにもかかわらず意外と通室率は低い。</p> <p>不登校児童生徒500名の中には、自分の意思で通室できる児童生徒も潜在的にいないのではないかとと思われる。実際に、中間教室を利用した方がよい児童生徒がどの程度利用しているかが重要である。学校には中間教室のパンフレットを配布し、市のホームページでも検索できる体制を敷き、中間教室の存在が知られてきているが、まだ広報は不十分であり、不登校児童生徒の保護者を介して相談という例もあるはずである。</p> <p>保護者を通じて不登校児童生徒に中間教室の日常についてのより具体的実態情報を伝えることができれば、社会的自立への貴重な機会の失念を回避できる可能性が生まれる。</p> <p>保護者が中間教室を知ることで、不登校児童生徒が中間教室自体の存在を知ることにつながれば、通室率は向上するはずである。職員に対する周知の方法や、他部局との連携による周知のための仕組み作りを検討されることが望まれる。</p>	<p>中間教室の周知について、これまでのパンフレット配布等に加えて、不登校児童生徒の保護者が直接中間教室の情報を得られるようにホームページの刷新等を検討していく。</p> <p>また、不登校児童生徒及び保護者に対して、個別にアプローチできる仕組み作りを検討していく。</p> <p>今後は、不登校児童生徒数に対する通室率を注視し、中間教室の周知による数値の向上を目指していく。(2総第337号)</p>	<p>R元.10.25文科省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、不登校児童生徒への支援は「学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること」とあり、これに基づき、不登校児童生徒への支援の方法も、個々の児童生徒が抱える状況に適した居場所を選択できるよう支援している。</p> <p>学校では不登校児童生徒の早期発見、早期対応を目的としたスクリーニング(課題を抱える児童生徒を洗い出す)会議を実施するとともに、市のスクールソーシャルワーカーと連携して、児童生徒の抱える状況に合わせた必要な支援に繋げている。また、校内中間教室や中間教室をはじめ、NPO法人やフリースクール等の学校以外の居場所となる施設と情報を共有し連携を図り、学校以外の居場所でもICT等を活用した学習支援ができるよう環境整備を進めた。</p> <p>中間教室等の情報については、これらの支援会議等を通して不登校児童生徒やその保護者に情報は行き届いているものと考えているが、ホームページの刷新や案内チラシを改訂し、より周知を図った。</p>	<p>学校教育課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度

包括外部監査分

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和2年度の措置状況	担当課	
<p>(2) 補助対象の明確化について【意見】 (報告書161ページ)</p>	<p>本要綱第4条では、「補助金の対象となる経費は、子どもの体験活動を内容とする事業に要する経費とし、補助率は、当該経費の3分の2以内とする。」と定められており、これを補完する目的で、本手引きが公表されている。 本手引きでは、対象となる事業・活動と、対象とならない事業・活動の例示がなされており、一見すると交通整理がしっかりと出来ているように思える。本手引きの対象となる事業・活動と対象とならない事業・活動の記載は次のとおり。 対象となる事業・活動 ①子どもを対象とする体験活動であって、下記の内容のものとする。 (ア) 自然体験活動(キャンプ、自然観察、魚つかみ取り体験など) (イ) 生活体験活動(調理体験、自炊体験、宿泊体験など) (ウ) 歴史伝統知恵の継承活動(しめ縄作り、神楽体験、地区の史跡めぐりなど) (エ) 科学・工作体験活動(科学実験教室、工作教室、凧作り、木工体験など) (オ) その他、子どもの健全育成に資すると認められる、子どもの手による体験活動 ②いずれの活動も「地域の子どもの異年齢集団活動」、「地域の子どもたちと大人が広く世代間交流できる事業・活動」、「子どもが自主的に企画・運営に参加する事業・活動」などであること。 ③子どもの体験活動に参加する子どもの人数が5人以上であること。④補助の対象となる経費が、5,000円以上の事業・活動であること。 対象とならない事業・活動 ①別団体(実行委員会を含む)が主催する行事へ参加するだけの事業・活動。 ②地区全体の人向けの行事に参加する事業・活動(主に大人を対象とした事業へ子どもが参加するようなもの)。 ③ドッジボール大会などのスポーツ活動(ただし、スキー・スケートは地域特性を活かした活動のため、対象とします)。 ④バーベキュー、お楽しみ会、すいか割り大会、花火大会、クリスマス会、果物狩りなどのレクリエーション、レジャー要素が高い事業や交流活動。 ⑤工作キット(ドライバーなどの工具等または、素手で簡単に組み立てられるようなもの)を作るだけの事業・活動。 ⑥映画、演劇、マジック等を鑑賞する事業・活動。て欲しいと思っていることから、大人の人数が多くても認めていた。また、これとは別の事業で、要した経費の大半は報償費であるが、対象となる子どもの参加人数は大人の参加人数の半分以下である事業が確認されたが、この事業費について、人数割りせずに全額対象経費とすることについて、人数的には対象外人数が多いが、事業的には良い事業であるため分けずに認めている。 以上のような内容の事業に対しては、当時の本手引きに従い、本補助金の支給決定をしていたが、平成30年度に本手引きを見直しし、対象とならない事業・活動の②、⑤を追加し、④も追記した。(ア) 工作キットを使用した飛行機づくりでは、制作した飛行機に色塗りをするだけで独自性を認めることが適正なのか疑問であったが、平成30年度に本手引きの見直しをして、⑤を追加した。(イ) 公民館の集いなど大人の参加人数の方が多き事業では、内容を見て対象事業としていたが、地区の子どもを対象とした事業かが分かりにくいので、平成30年度に②を追加した。 補助対象になるか否かの線引きが分かりにくいので、平成30年度に本手引きの見直しをしたが、対象とならない事業・活動の分かりやすい表示を引き続き検討することが望まれる。</p>	<p>補助対象の明確化について、わかりやすい表示になるように適宜見直しを行ってきた。引き続き対象となる事業とならない事業のわかりやすい表示を検討していく。(2総第337号)</p>	<p>年度ごとに補助金の手引きの修正を行い、申請者にとって分かりやすい手引きとなるよう見直しを行った。</p>	<p>家庭・地域学びの課</p>
<p>(3) 補助対象の検討について【意見】 (報告書163ページ)</p>	<p>本要綱において、補助金対象の「子ども」の定義は第2条第1項第2号に、満4歳から中学3年生までの者を言う。と定められている。 第五次長野市総合計画では、未来を切り拓く人材の育成と環境の整備の個別政策として、乳幼児期から高等教育までの教育を充実することを掲げ、第二次長野市教育振興基本計画では、幼・保・小・中・高の連携の充実を施策として掲げている。これにより、「子どもの育ち」を大切にしたい幼・保・小・中の一貫性のある連携教育と高等学校への接続を重視し「遊び」や「生活」を通じた学びの基礎力の育成を目指しているところである。 課で担当する個別事業では、「子ども会リーダー」がある。この事業は、子どもたちが育成会役員に頼らず自分たちで子ども会の行事の企画や運営をし、集団ゲームやレクリエーション、新入生の歓迎会等の企画や運営をしようとするときに、「お兄さん」「お姉さん」としてアドバイスやサポートをする、小学校4年生、5年生、6年生、中学生、高校生がメンバーとして活動しており、正しく遊びや生活を通じた学びに直結するものである。 本補助金の対象事業として、子どもの参加人数よりも大人の参加人数の方が多き事業であっても、子どもたちにはなるべく多くの大人たちと交流して欲しいとの趣旨から補助金を支給している実績をみると、高等学校在学者を本補助金対象の子どもに含めない相当の理由は見当たらない。むしろ、子どもの範囲を統一的に捉えることにより、本補助金の対象事業としてより効果的にかつ活性化した事業展開が期待できると思われる。 本要綱における補助金対象の子どもの定義に高等学校在学者を含めることについて市の政策と合致するか検討し、高等学校在学者を本補助金の要件に含めることが望まれる。</p>	<p>本補助金の交付対象団体は、単位子ども会育成会や小・中学校PTA等であり、補助対象事業としては、小学生でも行えるような体験活動を想定している。体験活動の内容等を考慮し、高等学校在学者がこの体験活動の対象として含めることが適当かどうかについては、引き続き検討していく。(2総第337号)</p>	<p>当補助金は、小・中学生の体験活動が今後の成長に大きな意味を持つことにつながるため、対象を現状のままとする。</p>	<p>家庭・地域学びの課</p>